

役員の報酬及び費用に関する規程

役員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人長崎県食品衛生協会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定にもとづき、役員の報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることにより、公益法人としての妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、総会において定める総額の範囲内で、役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 役員に対する報酬は、別に定める「役員等旅費規程」に基づき、報酬相当部分として支払われる日当の額とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員の報酬については、会議等への出席及び出張の都度、日当として支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。（死亡により退任した者については、その法定相続人に対して、支払うものとする。）

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員には、その職務を執行するために必要な費用を「役員等旅費規程」に基づき支給する。

2 役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要する費用については、本人の請求にもとづき、概算払いにより支払うことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

平成26年10月1日一部改正

令和元年6月13日一部改正